

訓令

埼玉県

埼玉県流域下水道事業訓令第一号

埼玉県教育委員会

本庁

地域機関

埼玉県下水道局

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県

埼玉県みどりと川の再生推進本部設置規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業

埼玉県教育委員会

訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「、病院事業管理者」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。